

注 意

- (1) 別に配布した答案用紙の該当欄に、試験問題用紙裏面の記入例に従って、受験地、受験番号及び氏名を必ず記入してください。多肢択一式答案用紙に受験地及び受験番号をマークする際は、必ず該当欄に記入してください。
- (2) 試験時間は、3時間です。
- (3) 試験問題は、多肢択一式問題(第1問から第35問まで)と記述式問題(第36問及び第37問)から成り、配点は、多肢択一式が105点満点、記述式が70点満点です。
- (4) **多肢択一式問題の解答**は、多肢択一式答案用紙の解答欄に、正解と思われるものの番号の枠内を、マークシート体にも、必ず正しくマークしてください。解答欄へのマークは、各問につき1か所だけにしてください。二つ以上の箇所マークがされている欄の解答は、無効とします。解答を訂正する場合には、プラスチック消しゴムで完全に消してから、該当欄の枠内をマークしてください。答案用紙への記入は、**鉛筆(HB)**を使用してください。該当欄の枠内をマークしていない解答及び鉛筆を使用していない解答は、無効とします。
- (5) **記述式問題の解答**は、所定の答案用紙に記入してください。答案用紙への解答の記入は、**万年筆又はボールペン**(いずれも黒色のインクに限り、インクが消せるものを除きます。)を使用してください。所定の答案用紙以外の用紙に記入した解答及び上記万年筆又はボールペン以外の鉛筆等の筆記具によって記入した解答は、その部分につき無効とします。答案用紙の受験地、受験番号及び氏名欄以外の箇所に、特定の氏名等を記入したものは、無効とします。
- (6) 答案用紙に受験地、受験番号及び氏名を記入しなかった場合は、採点されません(試験時間終了後、これらを記入することは、認められません。)
- (7) 答案用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。書き損じても、補充しません。
- (8) 試験問題のホチキスを外したり、試験問題のページを切り取る等の行為は、認められません。
- (9) 試験時間中、不正行為があったときは、その答案は、無効なものとして扱われます。
- (10) 試験問題に関する質問には、一切お答えいたしません。
- (11) 試験問題は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。

1 本試験分析セミナーの目的

本試験分析セミナーは、「2016 年度本試験分析&2017 年度本試験攻略法」をテーマとして、平成 28 年度司法書士試験の分析と平成 29 年度司法書士試験の対策と行うことを目的とする。

【各年度の基準点と合格点】

年度	基準点				合格点(基準点との差)
	午前の部	午後の部	記述式	合計	
H14	81(27問)	75(25問)	32.5	188.5	206.0(17.5)
H15	84(28問)	72(24問)	36.0	192.0	208.5(16.5)
H16	78(26問)	72(24問)	31.5	181.5	197.0(15.5)
H17	87(29問)	78(26問)	25.5	190.5	203.5(13.0)
H18	81(27問)	75(25問)	31.5	187.5	202.5(15.0)
H19	84(28問)	84(28問)	30.0	198.0	211.5(13.5)
H20	84(28問)	78(26問)	19.5	181.5	189.5(8.0)
H21	87(29問)	75(25問)	41.0	203.0	221.0(18.0)
H22	81(27問)	75(25問)	37.5	193.5	212.5(19.0)
H23	78(26問)	72(24問)	39.5	189.5	207.5(18.0)
H24	84(28問)	78(26問)	38.0	200.0	215.0(15.0)
H25	84(28問)	81(27問)	39.0	204.0	221.5(17.5)
H26	78(26問)	72(24問)	37.5	187.5	207.0(19.5)
H27	90点(30問)	72点(24問)	36.5	198.5	218.0(19.5)
H28					

* 記述式問題の配点は、H14～H20 が 52 点、H21～が 70 点である。このことから、H14～H20 までの満点は 262 点、H21～の満点は 280 点となる。

〔参考〕

① 合格者数等

	出願者数	受験者数 ※	択一式基準点突破者数			記述式基準点突破者数	筆記試験合格者数
			午前	午後	両方		
H23	31,228	25,696	3,706	4,028	2,320	1,220	879
H24	29,379	24,048	2,992	4,101	2,169	1,145	841
H25	27,400	22,494	3,077	3,966	2,177	1,152	794
H26	24,538	20,130	2,525	4,759	2,033	1,065	762
H27	21,754	17,920	3,303	3,339	2,251	1,211	706
H28	20,360						

※ 「受験者数」とは、午前の部及び午後の部の双方を受験した者の数をいう。

② 直近3回の司法書士試験の合格点等の分析

	分析事項	H25	H26	H27	H28
①	択一式問題の基準点の突破率 [出願者ベース (受験者数ベース)]	7.9% (9.6%)	8.2% (10%)	10% (12%)	
②	筆記試験の合格率 [出願者ベース (受験者数ベース)]	2.8% (3.5%)	3.1% (3.7%)	3.2% (3.9%)	
③	択一式問題の基準点に達したが、記述式問題の基準点に達しなかった人数	1025 人	968 人	1040 人	
④	択一式問題の基準点及び記述式問題の基準点を通過したが、筆記試験合格点に達しなかった人数	358 人	303 人	505 人	
⑤	総合得点が筆記試験合格点以上であったが、不合格であった人数	71 人	95 人	50 人	

2 平成 28 年度司法書士試験のデータ

(1) 午前の部

		憲(3)			民(20)			刑(3)			会社・商(9)			合計(35)		
		H28	H27	H26	H28	H27	H26	H28	H27	H26	H28	H27	H26	H28	H27	H26
形式	組合せ	3	3	2	16	18	15	3	3	3	6	9	9	28	33	29
	単純正誤	0	0	1	4	0	0	0	0	0	1	0	0	5	0	1
	個数	0	0	0	0	2	5	0	0	0	2	0	0	2	2	5
内容	知識	2	3	3	20	20	19	3	3	3	9	9	8	34	35	33
	推論	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	2
特殊	計算	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	判例趣旨	2	2	3	16	14	13	3	3	3	0	2	2	21	21	21
	対話	0	0	0	2	3	3	0	0	0	3	2	0	5	5	3

(2) 午後の部(択一式問題)

		民訴等(7)			司書・供託(4)			不登(16)			商登(8)			合計(35)		
		H28	H27	H26	H28	H27	H26	H28	H27	H26	H28	H27	H26	H28	H27	H26
形式	組合せ	6	6	6	4	4	4	15	14	12	8	5	6	33	29	28
	単純正誤	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	3	0
	個数	0	0	1	0	0	0	1	1	4	0	2	2	1	3	7
内容	知識	7	7	7	4	4	4	16	16	16	8	8	8	35	35	35
	推論	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特殊	表形式等	0	0	0	0	0	0	2	2	1	0	0	0	2	2	1
	登記記録	-	-	-	-	-	-	3	0	3	0	1	0	3	1	3
	判例趣旨	5	2	3	1	1	2	0	0	2	0	0	0	6	3	7
	対話	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	1	1

(3) 過去問の知識のみで正解できる問題数

		H24	H25	H26	H27	H28
午前の部	憲 法 (3)	0	1	0	1	0
	民 法 (20)	12	14	7	14	10
	刑 法 (3)	1	0	1	3	1
	会社法・商法 (9)	0	1	1	3	0
	合 計	13	16	9	21	11
午後の部	民事訴訟法 (5)	3	0	3	5	2
	民事保全法 (1)	1	1	1	1	0
	民事執行法 (1)	0	0	0	1	1
	司法書士法 (1)	0	1	1	1	0
	供 託 法 (3)	1	2	2	3	2
	不動産登記法 (16)	10	11	7	8	7
	商業登記法 (8)	1	1	4	3	3
合 計	16	16	18	22	15	

3 科目ごとの出題実績, 出題傾向と対策等

(前注) 問題番号が**ゴシック体**のものは, 過去問の知識のみで正解を導くことができる問題である。

(1) 憲法

① 出題実績

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	1					
	2					
	3	H19-2-イ	H16-1-1	H15-3-1		

② 出題傾向

a 典型論点を題材とする推論問題

H26・H27 と同様, 出題されなかった。

b 判例を題材とする問題

⇒ H28-1 (取材の自由), H28-3 (司法権)

出題事項	出題実績及びその内容
結論の前提事項	H27-3-⑥ (法律の範囲内といえるかどうかの判断基準), H26-1-ア (税関検査事件: 検閲の意義), H25-1-ア (八幡製鉄事件: 個人と法人の政治資金の寄付との差異), H24-1-ア (森林法共有林事件: 財産権の保障の意義), H22-2-ア (津地鎮祭事件: 政教分離の意義), H22-2-ウ (津地鎮祭事件: 「宗教的活動」の意義), H22-2-エ (箕面忠魂碑事件: 「宗教上の組織もしくは団体」の意義)
合憲性判断基準	H28-1-イ (外務省秘密電文漏洩事件), H28-1-エ (日本テレビ事件), H28-1-オ (NHK 記者証言拒絶事件), H25-1-ウ (猿払事件), H25-1-オ (未決拘禁者の喫煙禁止), H24-1-イ (森林法共有林事件), H23-1-オ (帆足計事件)
結 論	上記以外の問題・設問

c 空欄語句挿入問題の出題

⇒ H27-3 (地方自治の本旨), H24-2 (立法権と行政権の関係), H22-1 (法の下での平等), H22-3 (地方自治), H21-2 (外国人の人権), H19-1 (人権の私人間効力)

d 未出分野からの出題

⇒ H28-1 (取材の自由), H28-2 (主権の概念), H26-1 (検閲), H24-1 (財産権), H23-1 (海外渡航の自由), H22-3 (地方自治)

③ 対 策

a 典型論点を題材とする推論問題への対策

「典型論点」には, 既出論点も含まれる (H23-2 と H17-3 (内閣の法律案提出権), H19-1 と H15-2 (人権の私人間効力))。

b 基本的事項の網羅

c 重要判例の理論及び結論の理解と暗記

④ 特別検討事項

• H28-2

主権の概念には、①国家権力そのもの（国家の統治権）、②国家権力の属性としての最高独立性、③国政についての最高の決定権という三つの異なる意味があるとされている。次のアからオまでの記述のうち、下線部分の語句が①の意味で用いられているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。（憲法前文）

イ 日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ（ポツダム宣言第8項）

ウ 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。（憲法第1条）

エ 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。（憲法第41条）

オ 日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。（憲法前文）

1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

[正誤] 3

(2) 民法

① 出題実績

		設 問 ※				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	4	H22-4-エ				
	5	S57-5-1	H9-3-3	H23-6-エ	H20-6-ウ	
	6		H4-6-5	H11-2-イ		
	7	H16-11-エ	H24-7-ウ	H23-12-イ	H24-7-ア	
	8					
	9		H23-8-ウ			
	10		S59-14-5	H24-10-ア	H26-10-ウ	
	11	S57-9-2		H16-14-エ		H19-9-1
	12	H9-12-オ	H20-14-ア	H23-13-ウ	H18-16-ア	H24-13-オ
	13	H25-14-エ	H26-13-イ	H26-13-ア	H23-14-ウ	H23-14-オ
	14	H13-13-ア	H20-16-イ	H24-14		
	15		H24-15-ウ			
	16	H15-17-ア	S60-3-1		H15-17-イ	S58-3-3
	17	連帯債務 H21-16-オ 連帯保証 S59-13-3	連帯債務 H25-16-ア 連帯保証 H6-1-ウ	連帯債務－ 連帯保証 S57-4-5	連帯債務 H25-16-イ 連帯保証 S57-4-4	連帯債務－ 連帯保証 H7-6-イ
	18	H3-11-3	H10-6-ア	H10-6-ア	H20-9-ウ	
	19	H24-16-5 (物損同士)			H13-14-イ	
	20	H4-21-ア		H24-22-ア		
	21	H19-21-オ	H6-21-オ			
	22	H25-7-オ	H25-7-ウ	H25-7-ア	H25-7-イ	H17-24-ア
	23	H25-23-エ	H16-22-4		H10-20-ア	H20-24-エ

※ 第4問、第10問、第20問及び第22問は、ア～オではなく、1～5である。

② 出題傾向

a 同一の論点を題材とする推論問題の出題

差押えと相殺	H20-19, H16-18, H12-5
表見代理と無権代理	H17-5, H10-2
物権的請求権の内容	H18-9, H3-7
絶対的構成と相対的構成	H20-4, H12-4
遺産分割と登記	H21-8, H10-13
盗品等の所有権の帰属	H21-10, H7-10
抵当権の効力が及ぶ範囲	H21-13, H14-5
転質の法律構成	H22-14, H3-17
取消しと登記	H23-7, H13-5
不動産の仮差押えによる時効中断の効力	H25-6, H12-2

b 判例趣旨問題の出題

未出の判例が一定数出題される。

H28-5-オ	無権代理人が無償代理行為の目的物を取得した場合における法律関係（最判昭 41. 4. 26）
H28-6-エ	明示的一部請求の訴えの提起と残部についての裁判上の催告としての消滅時効の中断（最判平 25. 6. 6）
H28-8-オ	盗品の占有者がその返還後にした民法 194 条に基づく代価弁償請求が肯定される場合（最判平 12. 6. 27）
H28-11-エ	請負工事に用いられた動産の売主が請負代金債権に対して動産売買の先取特権に基づく物上代位権を行使することの可否（最決平 10. 12. 18）
H28-14-オ	担保保存義務免除特約の効力により物上保証人について民法 504 条による免責の効果が生じなかった場合にその後物上保証人から担保物件の譲渡を受けた第三取得者が債権者に対して免責の効果を主張することの可否（最判平 7. 6. 23）
H28-15-エ	借地上の建物の譲渡担保権者が建物の引渡しを受けて使用収益をする場合と民法 612 条にいう賃借権の譲渡又は転貸（最判平 9. 7. 17）
H28-18-オ	賃貸建物の所有権移転と敷金の承継（最判昭 44. 7. 17）
H28-19-イ	交通事故により傷害を被ったことに基づく損害賠償の額を定めるに当たり首が長いという被害者の身体的特徴をしんしゃくすることはできないとされた事例（最判平 8. 10. 29:）
H28-19-ウ	夫の運転する自動車に同乗する妻がその自動車と第三者の運転する自動車との衝突により損害を被った場合において夫にも過失があるときと民法 722 条 2 項（最判昭 51. 3. 25）

(参考)

H27-5-エ	仮装の仮登記に基づいてほしのままにされた本登記と仮登記を許容した仮登記義務者の第三者に対する責任 (最判昭 43. 10. 17)
H27-5-オ	借地上建物の仮装譲渡の無効は土地賃貸人に対抗し得るか (最判昭 38. 11. 28)
H27-6-オ	抵当権設定登記後に賃借権の時効取得に必要な期間不動産を用益した者が賃借権の時効取得を当該不動産の競売又は公売による買受人に対抗することの可否 (最判平 23. 1. 21)

c 対話問題の出題数の変化

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
5	4	5	7	1	1	3	3	2

d 既出知識の出題

前記①参照

e 改正事項及び改正予定事項の出題

⇒ H28-16 (債務の不履行による損害賠償), H28-17 (連帯債務と連帯保証), H28-18 (賃貸借)

f 計算問題の出題

H13-13	共同抵当：配当額
H14-9	抵当権の処分：配当額
H15-18	連帯債務：債務額
H15-24	相続分
H16-22	遺留分：遺留分額等
H20-16	共同抵当：配当額
H20-24	遺留分：遺留分額等
H22-13	抵当権の処分：配当額
H24-14	共同抵当：配当額
H24-23	相続分
H25-16	連帯債務：債務額
H25-22	相続分
H28-14	共同抵当

③ 対策

- a 正確な知識（複雑な事例問題、単純正誤問題及び個数問題への対処法）
- b 既出及び未出の判例の理解と暗記
- c 過去問演習と分析

【筆記試験問題の公開について（平成 11 年 4 月法務省民事局）】

法務省では、平成 11 年度から、司法書士試験及び土地家屋調査士試験の両試験について、受験者による筆記試験問題の持ち帰りを認めることとしました。

上記の各筆記試験は、多肢択一式選択問題及び記述式問題により行っていますが、特に多肢択一式選択問題については、その性質上、過去に出題した試験問題との重複が避けられないこと、また、公開すれば、過去の試験問題の暗記等による単なる知識の詰め込みや受験テクニックのみによる受験を助長するおそれがあることなどから、従来、非公開としてきましたが、受験者からの要望などを踏まえて、司法書士試験筆記試験及び土地家屋調査士試験筆記試験の問題を平成 11 年度から公開することとしたものです。なお、試験の公正確保の観点から試験時間中の退出者は問題の持ち帰りはできないこととしております。

④ 特別検討事項

- a H27-5

A は、B から代理権を授与されていないにもかかわらず、B の代理人と称して、C との間で B 所有の甲土地の売買契約（以下「本件売買契約」という。）を締結した。（以下省略）

関連判例

甲が未成年者乙の後見人に就職する以前に後見人と称して売買契約をした場合において、甲は後見人に就職前から乙のため事実上後見人の立場でその財産の管理にあたっており、これに対しては何人からも異議がなく、上記売買をすることについて甲乙間に利益相反の関係がないときは、上記の売買契約は、甲が後見人に就職するとともに、乙に対して効力を生ずるものと解すべきである（最判昭 47.2.18）。

b H27-6

AとBとは、A所有の中古自動車（以下「本件自動車」という。）をBに対して代金 150 万円で売り、Bが代金のうち 50 万円を直ちに支払い、残代金をその 2 週間後に本件自動車の引渡しと引換えに支払う旨の合意をした。この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア Bは、引渡しを受けた本件自動車のエンジンが壊れていたため、Aに対し、瑕疵担保責任に基づいて損害賠償の請求をすることを考えている。この損害賠償請求権の消滅時効は、Bが本件自動車の引渡しを受けた時から進行する。

イ Bは、約定の履行期が経過してもAが本件自動車の引渡しをしないため、売買契約に基づいて本件自動車の引渡しを請求することを考えている。この引渡請求権の消滅時効は、BがAに対して残代金に係る弁済の提供をした時から進行する。

ウ Bは、残代金を支払わないうちに被保佐人となったが、保佐人の同意を得ないで残代金の支払債務の承認をした。この場合には、AのBに対する残代金の支払請求権について、時効中断の効力は生じない。

エ Aは、約定の履行期に本件自動車を引き渡したが、Bが残代金の支払をしないため、Bに対し、残代金のうち 60 万円について、一部請求である旨を明示して、代金支払請求の訴えを提起した。この訴えの提起によっては、残代金のうち残部の 40 万円の支払請求権について、裁判上の催告としての時効中断の効力は生じない。

オ Aは、約定の履行期に本件自動車を引き渡したが、代金は 50 万円であって支払済みである旨主張し始めたBから、債務不存在確認の訴えを提起された。この訴訟において、AがBに対する残代金の支払請求権の存在を主張して請求棄却の判決を求めた場合には、この支払請求権について、時効中断の効力が生ずる。

- 1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

[正解] 2

【複雑な事例問題】

H26-6	<p>Aは、Bとの間で、A所有の中古車をBに売り渡す旨の売買契約を締結し、売買代金の支払期限を平成15年10月1日と定めた。この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし、平成26年7月6日の時点でAのBに対する売買代金債権について消滅時効が完成していないものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。</p> <p>なお、当該売買契約の締結は、商行為に当たらないものとする。</p> <p>ア Aは、平成25年9月1日、Bに対し、当該売買代金の支払を求める訴えを提起したものの、平成26年3月1日、その訴えを取り下げた。</p> <p>イ Aは、平成20年9月1日、後見開始の審判を受け、成年後見人が選任されたものの、平成25年9月1日、当該成年後見人が死亡し、同年11月1日、新たな成年後見人が選任された。</p> <p>ウ Aは、平成25年9月1日、Bに対し、当該売買代金の支払を求め、民事調停法に基づき調停の申立てをしたものの、平成26年5月1日、調停が不成立によって終了したため、同月15日、Bに対し、当該売買代金の支払を求める訴えを提起した。</p> <p>エ Aは、平成20年9月1日、Bに対し、当該売買代金の支払を求める訴えを提起し、平成21年7月1日、その請求を認容する判決が確定した。</p> <p>オ Aは、平成25年9月1日及び同年11月1日の2回にわたり、Bに対し、書面により当該売買代金の支払を請求したものの、Bがその請求に応じなかったことから、平成26年4月1日、Bに対し、当該売買代金の支払を求める訴えを提起した。</p> <p>1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ</p>
H25-6	<p>次の【事例】における本件貸金債権が時効によって消滅したかどうかに関する次のアからオまでの記述のうち、時効によって消滅したとするCの見解の根拠となるものとして適切でないものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。</p> <p>【事例】</p> <p>Aは、平成11年7月1日、Bに対する500万円の貸金債権（以下「本件貸金債権」という。）を被保全債権とし、B所有の不動産（以下「本件不動産」という。）に対する仮差押命令を得て、同月5日、仮差押えの登記をした。</p> <p>Aは、平成13年3月、Bに対し、本件貸金債権の支払を求める訴えを提起し、同年6月1日、Aの請求を認容する判決が確定したものの、本件不動産に抵当権が設定されていたため、強制競売の申立てをしなかった。</p> <p>Bが平成24年1月に死亡した後、その唯一の相続人Cは、Aに対し、本件貸金債権は平成23年6月1日の経過により時効によって消滅したとして債務不存在確認の訴えを提起し、Aは、仮差押えによる時効中断の効力が継続しているとして争った。</p> <p>なお、本件不動産には、Aの仮差押えの登記が存しており、仮差押命令の取消し、申請の取下げ等によって仮差押命令の執行保全の効力が消滅した事実はない。</p> <p>ア 不動産に対する仮差押えの執行手続は、仮差押命令に基づき仮差押えの登記がされ、当該仮差押命令が債務者に送達された時に終了すると解するのが相当である。</p> <p>イ 仮差押命令は、被保全権利及び保全の必要性を疎明するだけで発せられ、執行されるものであり、権利の存在に関する公の証拠となるものではない。</p> <p>ウ 債務者は、本案の訴えの不提起又は事情の変更による仮差押命令の取消しを求めることができる。</p> <p>エ 仮差押えの後、被保全債権について仮差押債権者が提起した本案の勝訴判決が確定した場合には、仮差押えによる時効中断の効力は、確定判決の時効中断の効力に吸収されると解するのが相当である。</p> <p>オ 民法は、仮差押えと裁判上の請求とを別個の時効の中断事由として規定している。</p> <p>1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ</p>

c H27-7

不動産の物権変動に関する… (以下省略)

【不動産の物権変動の出題実績】

H14	全般	H22	解除
H15	—	H23	取消し
H16	全般(詐欺, 遺言)	H24	全般
H17	全般(取消し, 解除等)	H25	相続関係と登記
H18	取得時効	H26	取得時効
H19	二重譲渡	H27	取消し及び解除等
H20	全般(詐欺, 相続等)	H28	全般
H21	遺産分割		

関連判例

- ① 不動産の取得時効の完成後, 所有権の移転の登記がされることのないまま, 第三者が原所有者から抵当権の設定を受けて抵当権の設定の登記を了した場合において, 上記不動産の時効取得者である占有者が, その後引き続き時効取得に必要な期間占有を継続したときは, 上記占有者が上記抵当権の存在を容認していたなど抵当権の消滅を妨げる特段の事情がない限り, 上記占有者は, 上記不動産を時効取得し, その結果, 上記抵当権は消滅する (最判平 24. 3. 16)。
- ② 通行地役権の承役地が担保不動産競売により売却された場合において, 最先順位の抵当権の設定時に, 既に設定されている通行地役権に係る承役地が要役地の所有者によって継続的に通路として使用されていることがその位置, 形状, 構造等の物理的状況から客観的に明らかであり, かつ, 上記抵当権の抵当権者がそのことを認識していたか又は認識することが可能であったときは, 特段の事情がない限り, 登記がなくとも, 通行地役権は上記の売却によっては消滅せず, 通行地役権者は, 買受人に対し, 当該通行地役権を主張することができる と解するのが相当である (最判平 25. 2. 26)。

d H27-8-1

Aの所有するパソコン（以下「動産甲」という。）の取引に関する…（以下省略）

Aの家から動産甲を盗んだBが、自己の所有物であると偽って、公の市場において、Bが無権利者であることについて善意無過失のCに動産甲を売り渡した場合には、AがCに対して盗難の時から2年以内に動産甲の返還を請求し、Cが動産甲をAに返還した後であっても、Cは、Aに対して、CがBに支払った代価の弁償を請求することができる。

[正解] 正しい（最判平 12.6.27）

関連判例

- ① 盗品又は遺失物の占有者は、民法 194 条に基づきその盗品等の引渡しを拒むことができる場合には、代価の弁償の提供があるまでその盗品等の使用収益権を有する（最判平 12.6.27）。
- ② 盗品の占有者が民法 194 条に基づき盗品の引渡しを拒むことができる場合において、被害者が代価を弁償して盗品を回復することを選択してその引渡しを受けたときには、占有者は、盗品の返還後、同条に基づき被害者に対して代価の弁償を請求することができる（前掲最判平 12.6.27）。

e H27-10

地上権者が土地の所有者に定期の地代を支払わなければならない地上権に関する…（以下省略）

【用益権の出題実績】

H18	賃借権，地上権	H24	地上権，地役権
H19	—	H25	地上権，賃借権
H20	地役権	H26	地上権，永小作権，地役権
H21	(通行)地役権	H27	地役権
H22	地上権，永小作権，賃借権	H28	地上権
H23	地役権		

f H28-12-オ

AのBに対する金銭債権を担保するために、Cの所有する甲建物を目的とする抵当権が設定された場合に関する…（以下省略）

Cが甲建物をDに賃貸し、敷金が授受された後、Aが甲建物から生じる賃料債権について物上代位権を行使し、甲建物の未払の賃料債権を差し押さえた場合において、CD間の賃貸借契約が終了し、甲建物が明け渡されたときは、甲建物の未払の賃料債権は、敷金の充当によりその限度で当然に消滅する。

[正解] 正しい（最判平 14. 3. 28）

【物上代位の出題実績】

H12-14	抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡(推論問題)
H15-15	賃料債権に対する物上代位権の行使の可否(推論問題)
H17-14-イ	抵当権者自身による差押えの要否
H17-14-ウ	抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡
H18-15-イ・ウ	動産売買の先取特権に基づく物上代位権の行使の可否
H18-16-ウ	賃料債権に対する物上代位権の行使の可否
H19-15	転貸賃料債権に対する物上代位権の行使の可否(推論問題)
H20-15	「差押え」の趣旨(推論問題)
H21-15-ウ	譲渡担保権に基づく物上代位権の行使の可否
H23-13-オ	賃料債権に対する物上代位権の行使の時期
H23-13-エ	抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡
H23-13-ウ	転貸賃料債権に対する物上代位権の行使の可否
H24-13-オ	賃料債権に対する抵当権者の物上代位による差押えと当該債権への敷金の充当
H25-12	物上代位に関する未出判例
H26-12-オ	抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡
H27-15-ア	集合動産譲渡担保権に基づく物上代位権の行使の可否
H28-12-ウ	転貸賃料債権に対する物上代位権の行使の可否
H28-12-オ	賃料債権に対する抵当権者の物上代位による差押えと当該債権への敷金の充当

関連判例

一般債権者による債権の差押えの処分禁止効は差押命令の第三債務者への送達によって生ずるものであり、他方、抵当権者が抵当権を第三者に対抗するには抵当権設定登記を経由することが必要であるから、債権について一般債権者の差押えと抵当権者の物上代位権に基づく差押えが競合した場合には、両者の優劣は一般債権者の申立てによる差押命令の第三債務者への送達と抵当権設定登記の先後によって決せられ、その差押命令の第三債務者への送達が抵当権者の抵当権設定登記より先であれば、抵当権者は配当を受けることができない（最判平 10. 3. 26）。

g H28-13

法定地上権に関する…（以下省略）

【法定地上権の出題実績】

H12-16, H16-16, H17-15, H21-14, H23-14, H25-14, H26-13, H28-13

関連判例

- ① 所有者が土地及び地上建物に共同抵当権を設定した後に立て替えた新建物に土地の抵当権と同順位の共同抵当権を設定した場合であっても、新建物についての抵当権の被担保債権に優先する国税について執行裁判所に対し交付要求がされたときには、新建物のために法定地上権は成立しない（最判平 9. 6. 5）。
- ② 土地をABC（BCは、Aの妻子）が共有し、地上の建物をAが別の8名の共有者と共有していた事案について、BCがその持分に基づく土地に対する使用収益権を事実上放棄し、Aの処分委ねていたことなどにより法定地上権の成立をあらかじめ容認していたとみることができるような特段の事情がある場合でない限り、共有土地について法定地上権は成立しない（最判平 6. 12. 20）。

h H28-15

譲渡担保に関する… (以下省略)

【譲渡担保の出題実績】

H11-9	譲渡担保全般
H12-17	構成部分の変動する集合動産を目的とする集合物譲渡担保権と動産売買先取特権に基づいてされた動産競売の不許を求める第三者異議の訴え
H18-14	担保物権の通有性
H19-12-イ・ウ	後順位譲渡担保権者による私的実行, 集合動産譲渡担保
H21-15	譲渡担保全般
H22-12-オ	清算金支払請求権と譲渡担保
H23-15	集合動産譲渡担保
H24-15	譲渡担保全般
H25-12-4	集合物譲渡担保権に基づく物上代位権の行使の可否
H26-15	不動産を目的とする譲渡担保
H27-15	譲渡担保
H28-15	譲渡担保

関連判例

- ① 不動産を目的とする譲渡担保において, 被担保債権の弁済期前に譲渡担保権者の債権者が目的不動産を差し押さえた場合は, 少なくとも, 設定者が弁済期までに債務の全額を弁済して目的不動産を受け戻したときは, 設定者は, 第三者異議の訴えにより強制執行の不許を求めることができる (最判平 18. 10. 20)。
cf 弁済期後の差押え: H26-15-7
- ② 対抗要件を備えた集合動産譲渡担保の設定者がその目的物である動産につき通常の営業の範囲を超える売却処分をした場合, 当該処分は上記権限に基づかないものである以上, 譲渡担保契約に定められた保管場所から搬出されるなどして当該譲渡担保の目的である集合物から離脱したと認められる場合でない限り, 当該処分の相手方は目的物の所有権を承継取得することはできない (最判平 18. 7. 20)。
cf 通常の営業の範囲内の処分: H23-15-エ
cf 後順位譲渡担保権者による私的実行: H24-15-エ, H19-12-イ
- ③ 買戻特約付売買契約の形式が採られていても, 目的不動産の占有の移転を伴わない契約は, 特段の事情のない限り, 債権担保の目的で締結されたものと推認され, その性質は譲渡担保契約である (最判平 18. 2. 7)。

i H28-19-1

次の対話は、不法行為による損害賠償に関する教授と学生との対話である。

教授： Aが運転する自動車とBが運転する自動車とが衝突した事故によって、Aが負傷し、Bの自動車が破損したとします。この事故において、Aは首を負傷しましたが、Aは平均的体格に比べて首が長く、Aには頸椎の不安定症という身体的特徴があったとします。この身体的特徴は疾患と評価することができるようなものではなかった場合に、裁判所は、このようなAの身体的特徴を考慮して、損害賠償の額を減額することはできるでしょうか。

学生： この場合には、損害賠償の額を減額することはできません。

[正解] 正しい（最判平 8.10.29）

【被害者の素因】

○：考慮可，×：不可

心因的要因(性格)	○（最判昭 63.4.21） ※
病的素因(疾患)	○（最判平 4.6.25）
身体的特徴(首が長くこれに伴う多少の頸椎不安定症がある場合)	×（最判平 8.10.29）

※ 考慮することができなとした判例もある（最判平 12.3.24）。

j H28-19-ウ

次の対話は、不法行為による損害賠償に関する教授と学生との対話である。

教授： Aが運転する自動車とBが運転する自動車とが衝突した事故によって、Aが負傷し、Bの自動車が破損したとします。この事故（以下「本件事故1」という。）においては、Aが運転する自動車に同乗していたAの妻Cも負傷していたとします。この場合において、CがBに対して不法行為による損害賠償請求をしたときに、裁判所は、本件事故1の発生についてAに過失があったことを理由として過失相殺をすることはできるでしょうか。

学生： 被害者であるC自身に過失がない場合には、過失相殺をすることはできません。

[正解] 誤り（最判昭 51. 3. 25）

【被害者側の過失】

○：考慮可，×：不可

従業員の過失		○(大判大 9. 6. 15)
監督義務者	保育園の保母の監護上の過失	×(最判昭 42. 6. 27)
	幼児の父母の一方の監督上の過失	○(最判昭 44. 2. 28)
無償同乗の運転者	夫婦の一方の過失	○(最判昭 51. 3. 25) ※
	内縁の夫婦の一方の過失	○(最判平 19. 4. 24)
	同じ職場に勤務する同僚の過失	×(最判昭 56. 2. 17)
	婚姻同居なしの恋人の一方の過失	×(最判平 9. 9. 9)

* 被害者と身分上ないしは生活関係上一体をなすとみられるような関係にある者の過失（最判昭 42. 6. 27）

※ ただし、夫婦の婚姻関係が既に破綻に瀕している等の特段の事情のない場合に限る。

k H28-20-1

Aの内縁の妻であったBが内縁関係解消の日から300日以内に出産した子Cは、Aの子と推定されるから、AC間には、Aの認知を要することなく父子関係が成立する。

[正解] 誤り (最判昭 29. 1. 21)

【親子関係に関する最新判例】

保存された男性の精子を用いて当該男性の死亡後に行われた人工生殖により女性が懐胎し出産した子と当該男性との間に、法律上の親子関係の形成は認められない (最判平 18. 9. 4)。

女性が自己以外の女性の卵子を用いた生殖補助医療により子を懐胎し出産した場合においても、出生した子の母は、その子を懐胎し出産した女性であり、出生した子とその子を懐胎、出産していない女性との間には、その女性が卵子を提供していたとしても、母子関係の成立は認められない (最決平 19. 3. 23)。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に基づき男性への性別の取扱いの変更の審判を受けた者の妻が婚姻中に懐胎した子は、妻との性的関係の結果もうけたものであり得なくても、夫の子と推定される (最決平 25. 12. 10)。

認知者は、民法 786 条に規定する利害関係人に当たり、自らした認知の無効を主張することができ、この理は、認知者が血縁上の父子関係がないことを知りながら認知をした場合においても異なる (最判平 26. 1. 14)。

夫と子との間に生物学上の父子関係が認められないことが科学的証拠により明らかであり、かつ、夫と妻が既に離婚して別居し、子が親権者である妻の下で監護されているという事情があっても、子の身分関係の法的安定を保持する必要が当然になくなるものではないから、上記の事情が存在するからといって、772 条による嫡出の推定が及ばなくなるものとはいえず、親子関係不存在確認の訴えをもって当該父子関係の存否を争うことはできない (最判平 26. 7. 17)。

夫と子との間に生物学上の父子関係が認められないことが科学的証拠により明らかであり、かつ、子が、現時点において夫の下で監護されておらず、妻及び生物学上の父の下で順調に成長しているという事情があっても、子の身分関係の法的安定を保持する必要が当然になくなるものではないから、上記の事情が存在するからといって、772 条による嫡出の推定が及ばなくなるものとはいえず、親子関係不存在確認の訴えをもって当該父子関係の存否を争うことはできない (最判平 26. 7. 17)。

1 H28-21-ウ

未成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、その中から、職権で、未成年被後見人の財産を管理する者を定めなければならない。

[正解] 誤り (民 857 の 2Ⅱ)

【未成年後見と成年後見の異同】

	未成年後見	成年後見
開始の事由	①親権を行う者がいないとき (838①前) ②親権を行う者が管理権を有しないとき (838①後)	後見開始の審判があったとき (838②)
後見人の選任	①最後に親権を行う者の遺言による指定 (839 I 本) ②利害関係人の請求に基づく家庭裁判所の選任 (840 前)	家庭裁判所が職権で選任 (843 I)
法人の後見人	可 (840Ⅲ)	可 (843Ⅳ)
後見人の員数	複数可 (857 の 2) ※	複数可 (843Ⅲ) ※
後見人の辞任	正当な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、辞任可 (844)	

※ 後見人が数人ある場合の権限の行使等

		未成年後見	成年後見
制限		財産に関する権限のみとする制限可 (857 の 2Ⅱ)	不可
行使	原則	共同行使 (857 本)	単独行使
	例外	家庭裁判所による財産に関する権限について単独行使の定め (857 の 2Ⅲ)	家庭裁判所による共同行使の定め (859 の 2 I)

(3) 刑法

① 出題実績

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	24	H22-24-ウ				
	25		H19-26-イ			H19-26-オ
	26		H6-23-オ	H6-23-ウ	H3-25-オ	H6-23-エ

② 出題傾向

a 判例趣旨問題の出題

b 財産罪の出題

【財産罪の出題実績】

H12	窃盗罪	H21	詐欺罪
H13	強盗罪	H22	強盗罪
H14	詐欺罪	H23	窃盗罪
H15	不動産侵奪罪	H24	—
H16	窃盗罪	H25	—
H17	恐喝罪	H26	詐欺罪
H18	詐欺罪	H27	強盗罪
H19	窃盗罪, 盗品等に関する罪	H28	窃盗罪
H20	窃盗罪, 横領罪		

c 長期間隔論点の出題

H28-24 (間接正犯), H28-26 (国家的法益に対する罪)

cf H26-25 (罪数), H25-24 (因果関係), H24-26 (放火罪), H23-24 (故意), H23-25 (住居侵入罪等)

③ 対 策

- a 事例問題への対策

- b 過去に出題されたテーマに関する判例の理解と暗記

- c 平成 25 年の一部改正(刑の一部の執行猶予制度の創設等)
平成 28 年 6 月 1 日施行

④ 特別検討事項

無

(4) 会社法及び商法

① 出題実績

		設 問 ※				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	27					
	28					
	29					
	30					
	31					
	32					
	33	H21-34-イ				
	34					
	35			H24-35-ウ		

* 出題実績は、会社法の出題が開始された H18 以降の過去問に限る。

※ 第 32 問は、ア～オではなく、1～5である。

② 出題傾向

a 頻出論点の定着

会社法に基づく出題は H18 からであるが、H28 までの 11 年間の出題実績を見ると、大きな括りではあるが、頻出論点の定着がみられる。

【会社法の頻出論点】

設 立	H18-32, H19-28, H20-28, H21-27, H22-27, H23-27, H24-27, H25-27, H26-27, H27-27, H28-27
株 式	H18-30, H19-29, H19-30, H20-29, H20-30, H20-31, H21-28, H22-28, H23-28, H24-28, H25-28, H25-29, H26-28, H26-29, H27-28, H28-28, H28-29
機関・役員等	H18-31, H18-33, H18-35, H19-31, H20-32, H20-33, H20-34, H21-29, H22-29, H22-30, H22-31, H23-30, H23-31, H24-30, H24-31, H25-30, H25-31, H25-32, H26-30, H26-31, H27-29, H27-30, H28-30, H28-31
計 算	H18-28, H19-32, H21-30, H22-32, H23-32
持 分 会 社	H19-34, H20-35, H21-31, H23-34, H24-33, H25-34, H26-32, H27-32, H28-32
組織再編行為	H18-29, H19-35, H21-33, H21-34, H23-33, H24-34, H25-33, H26-34, H27-34, H28-33

b 商法の8年連続出題

⇒ H28-35 (商人の支配人), H27-35 (商事消滅時効), H26-35 (商行為), H25-35(商行為), H24-35(商業使用人), H23-35(商人間の売買), H22-35(問屋及び商事仲立人), H21-35(商人)

c 判例趣旨問題の出題

⇒ H28-28 (株式の担保化)
 cf H27-31 (株式会社の解散と清算), H27-35 (商事消滅時効), H26-28 (株式の相続による共有), H26-31 (取締役の忠実義務), H26-35 (商行為), H25-32(会社法 429 条 1 項の法意), H25-35(商行為), H24-30(利益相反取引), H24-32(事業譲渡), H24-35(商業使用人), H23-35(商人間の売買), H22-31(表見取締役の責任), H22-34(会社法上の訴え), H21-35(商人)

d 平成 26 年会社法一部改正の出題

⇒ H28-27-エ (設立時の払込みの仮装), H28-30-オ (監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社の機関設計), H28-31 (監査役会設置会社と監査等委員会設置会社との異同), H28-33-エ (詐害的な会社分割), H28-34 (特定責任追及の訴え), H28-pm31-イ (譲渡制限株式会社である募集株式に係る総数引受契約の承認), H28-pm31-ウ (支配株主の異動を伴う募集株式の発行)
 cf H27-30-イ (監査役による監査の範囲の登記), H27-pm29-イ (監査役による会計監査人の解任議案の決定に係る書面の添付の要否)

e 会社法の立案担当者の見解の出題

【会社法の立案担当者の見解の出題】

H28-am27-エ	<p>設立時募集株式の引受人がその払込金額の全額の払込みを仮装した場合において、払込みを仮装することに関与した発起人が当該払込金額の全額を支払ったときは、当該発起人は、払込みを仮装した設立時発行株式について、設立時株主及び株主の権利を行使することができる。</p>	坂本等・平成 26 年改正会社法の解説 P 154
H28-am28-ア	<p>次の対話は、株式の担保化に関する教授と学生との対話である。</p> <p>教授： 株主名簿に質権についての記載がされている登録株式質と質権についての記載がされていない略式株式質とでは、剰余金の配当によって株主が受けることのできる財産に質権が存在するかどうかについて違いがありますか。</p> <p>学生： 登録株式質の場合には、質権は、剰余金の配当によって株主が受けることのできる財産についても存在しますが、略式株式質の場合には、質権は、当該財産については存在しません。</p>	相澤・会社法解説 P 33
H28-am32-4	<p>合名会社又は合資会社の社員は、持分の全部を他人に譲渡した場合には、その旨の登記をする前に生じた当該合名会社又は当該合資会社の債務について、従前の責任の範囲内でこれを弁済する責任を負うが、合同会社の社員は、持分の全部を他人に譲渡した場合には、このような責任を負わない。</p>	相澤等・論点解説 P 572
H28-am32-5	<p>社員が持分会社に対して社員の責任を追及する訴えの提起を請求した場合において、当該持分会社が当該請求の日から 60 日以内に当該訴えを提起しないときは、当該請求をした社員は、当該持分会社のために、自らが原告となって、当該訴えを提起することができる。</p>	相澤・会社法解説 P 161, 相澤等・論点解説 P 583
H28-am33-ア	<p>次の対話は、新設分割に関する教授と学生との対話である。</p> <p>教授： A 株式会社（以下「A 社」という。）がその事業に関して有する権利義務を新設分割により設立する B 株式会社（以下「B 社」という。）に承継させる事例を考えてみましょう。まず、B 社は、A 社に対し、承継する権利義務に代わる対価を交付しないことができますか。</p> <p>学生： いいえ。B 社は、対価として、B 社が発行する株式（以下「B 社株式」という。）を必ず A 社に対して交付しなければなりません。</p>	相澤・会社法解説 P 184
H28-am33-エ	<p>次の対話は、新設分割に関する教授と学生との対話である。</p> <p>教授： 新設分割について異議を述べることができない債権者の保護は、どのように図られますか。</p> <p>学生： そのような債権者は、B 社に対して、民法上の詐害行為取消権の特則として、承継した財産の価額を限度として債務の履行を請求することができる場合があります。その場合には、民法上の詐害行為取消権を行使することはできません。</p>	坂本等・平成 26 年改正会社法の解説 P 210

③ 対策

- a 会社法の正確な理解と暗記
- b 商法の対策
- c 旧商法下の判例の理解と暗記
- d 平成 26 年の会社法等の一部改正

平成 26 年の会社法等の一部改正

改正事項

- ① 子会社等及び親会社等の定義の創設
- ② 監査等委員会設置会社制度【H28-am31】
- ③ 社外取締役及び社外監査役の要件
- ④ 発行可能株式総数
- ⑤ 株式買取請求に係る株式等の買取りの効力が生ずる時等
- ⑥ 株式買取請求に係る株式等に係る価格決定前の支払制度
- ⑦ 株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由
- ⑧ 全部取得条項付種類株式の取得
- ⑨ 特別支配株主の株式等売渡請求
- ⑩ 株式の併合により端数となる株式の買取請求
- ⑪ 募集株式が譲渡制限株式である場合等の総数引受契約【H28-pm31-イ】
- ⑫ 支配株主の異動を伴う募集株式の発行等【H28-pm31-ウ】
- ⑬ 仮装払込みによる募集株式の発行等【H28-am27-エ】
- ⑭ 新株予約権無償割当てに関する割当通知
- ⑮ 社外取締役を置いていない場合の理由の開示
- ⑯ 会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定【H27-pm29-イ】
- ⑰ 企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備
- ⑱ 取締役及び監査役の一部免除
- ⑲ 親会社による子会社の株式等の譲渡
- ⑳ 会社分割等における債権者の保護【H28-am33-エ】
- ㉑ 組織再編等の差止請求
- ㉒ 略式組織再編、簡易組織再編等における株式買取請求
- ㉓ 準備金の計上に関する特則
- ㉔ 株主総会等の決議の取消しの訴えの原告適格【H28-am34】
- ㉕ 株主代表訴訟の原告適格の拡大等
- ㉖ 監査役の監査の範囲に関する登記【H27-am30-イ】

④ 特別検討事項

a H28-27~34

【会社法等の問題開始前の注書きの有無及びその内容】

	会社法	商業登記法
H18	【注】 第 28 問から第 35 問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、回答すること。	【注】 第 28 問から第 35 問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、回答すること。
H19	—	—
H20	第 28 問から第 35 問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、解答すること。	—
H21	—	—
H22	—	第 28 問から第 33 問までについては、問題文中の株式会社には特例有限会社を含まないものとして、解答しなさい。
H23	第 27 問から第 33 問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、解答すること。	—
H24	第 27 問から第 34 問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、解答すること。	—
H25	第 27 問から第 34 問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令と異なる別段の定めがないものとして、解答してください。	—
H26	第 27 問から第 34 問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、解答してください。	—
H27	第 27 問から第 34 問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、解答してください。	—
H28	第 27 問から第 34 問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、解答してください。	—

b H28-30-I

大会社（清算株式会社を除く。）に関する…（以下省略）
会社法上の公開会社であり、かつ、大会社である会計参与設置会社は、監査役会を置かなければなら
ない。

[正解] 誤り 前提として、本問は、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を考慮する問題である（H27-31 教授第 1 質問のなお書き、H26-31 参照）。そして、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、監査役会を置くことができないため（会 328 I），誤りとなる。

(5) 民事訴訟法, 民事執行法及び民事保全法

① 出題実績

		設 問 ※				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	1					H9-2-2
	2					
	3	前段 : H23-4-エ	H25-3-ア	H23-5-イ	H25-3-ウ (同時履行の抗弁権)	
	4		H26-2-イ	H24-3-エ		H13-1-4
	5	H10-3-2	H17-2-オ	S58-1-1	H10-3-1	
	6	H19-6-ウ		H19-6-オ	H24-6-イ	
	7		H8-6-4	H15-7-エ		

※ 第1問は、ア～オではなく、1～5である。

② 出題傾向

- a 過去問レベルの知識の出題
- b 判例趣旨問題の出題
⇒ H28-1, H28-2, H28-3, H28-5, H28-6
cf H27-1, H27-3
- c 近年の改正法の出題

③ 対 策

- a 過去問の徹底的な演習と分析
- b 判例の理解と暗記
- c 未出の改正事項の習得

【近年の改正法からの出題(民事訴訟法)】

年 度	内 容	出題実績
H15	計画審理	—
	証拠収集等の手続	H18-3
	専門委員	—
	鑑定	—
	知的財産権関係事件の管轄等 簡易裁判所の機能の充実	—
H16	民事訴訟手続等のオンライン化	—
	督促手続のオンライン化	—
	その他(電磁的記録による管轄裁判所についての合意)	—
H23	国際裁判管轄法制の整備	—

【近年の改正法からの出題(民事執行法)】

年 度	内 容	出題実績
H15	担保不動産収益執行	—
	民事執行法上の保全処分の強化 ・相手方を特定しないで発する売却のための保全処分 等	— ※
	競売不動産の内覧	—
	差押禁止動産	—
	養育費等の履行確保	H24-7
	不動産の明渡執行の実効性の確保 ・承継人等を特定しないで付与する承継執行文 ・明渡しの催告	—
	間接強制	H20-7-7
	動産競売	—
	財産開示	—
H16	裁判所内部の職務分担の合理化 ・裁判所書記官による物件明細書の作成	—
	最低売却価額制度の見直し	—
	その他の不動産競売手続の改善 ・剰余を生ずる見込みがない場合の措置	H19-7-オ
	少額訴訟債権執行制度 扶養義務等に係る金銭債務についての間接強制制度	— H24-7-7, H20-7-イ

※ H19-7-ウは、設問中において「価格減少行為」という平成 15 年改正により創設された用語を用いている。

【近年の改正法からの出題(民事保全法)】

改正年度	改正内容	出題実績
H15	不動産の明渡執行の実効性の確保 ・債務者を特定しないで発する占有移転禁止の仮処分命令	H24-6-イ, H19-6-エ
	知的財産権関係事件の管轄等	—
H23	国際裁判管轄法制の整備	—

④ 特別検討事項

a H28-2-7

共同相続人のうち自己の相続分の全部を他の共同相続人に対し譲渡した者は、遺産確認の訴えの当事者適格を有しない。

[正誤] ○ (最判平 26. 2. 14)

b H28-2-7

権利能力のない社団Xの構成員全員に総有的に帰属する不動産につき、当該不動産の所有権の登記名義人が第三者である場合には、Xは、その代表者Yの個人名義への所有権移転登記手続請求訴訟の原告適格を有さず、Yのみが当該訴訟の原告適格を有する。

[正誤] × (最判平 26. 2. 27)

(6) 司法書士法及び供託法

① 出題実績

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	8	H23-8-イ			H19-8-ウ	H22-8-ア (業務の一部の停止)
	9	H20-9-ウ	H3-11-5	H8-9-エ	H20-10-イ	
	10	H21-11-ア (供託の申請のみ)				
	11	H22-9-ウ	H19-9-イ	H21-9-ア	H24-10-オ	

② 出題傾向

a 司法書士法

(a) 司法書士法 22 条及び 41 条の出題

(b) 旧司法書士法下の過去問事項の出題

⇒ H27-8, H26-8 (以上, 司法書士又は司法書士法人の義務), H25-8 (司法書士の義務), H20-8 (司法書士名簿の登録及び司法書士会への入退会), H19-8 (司法書士又は司法書士法人に対する懲戒)

b 供託法

供託規則, 弁済供託及び執行供託の出題

③ 対 策

a 司法書士法

(a) 司法書士法の理解と暗記

(b) H11 以前の過去問

b 供託法

(a) 上記論点の理解及び暗記

(b) 平成 24 年及び平成 26 年の供託規則の一部改正

④ 特別検討事項

• H28-10

電子情報処理組織による供託等に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 金銭又は振替国債の供託は電子情報処理組織を使用してすることができるが、供託金、供託金利息又は供託振替国債の払渡しの請求は電子情報処理組織を使用してすることはできない。

イ 電子情報処理組織による供託をしようとする者は、法令の規定により供託書に添付し、又は提示すべき書面があるときは、当該書面に代わるべき情報にその作成者が電子署名を行ったものを送信しなければならない。この送信に代えて、供託所に当該書面を提出し、又は提示することはできない。

ウ 登記された法人が電子情報処理組織による供託をしようとする場合において、その申請情報に当該法人の代表者が電子署名を行い、かつ、当該代表者に係る電子認証登記所の登記官の電子証明書を当該申請情報と併せて送信したときは、当該代表者の資格を証する書面を提示することを要しない。

エ 電子情報処理組織によって金銭の供託をする場合には、供託者は、供託官の告知した納付情報により供託金を納付しなければならない。

オ 供託者は、供託書正本に係る電磁的記録の提供を求めた場合には、供託官に対し、当該電磁的記録に記録された事項を記載して供託官が記名押印した書面の交付を請求することはできない。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

[正誤] 4

【平成 24 年の供託規則の一部改正】

- ① 書面により供託をする場合には本人確認が必要とされていないことを踏まえ、オンラインによる供託をする場合には、電子署名を行うことを要しない（供託規 39 条 1 項）。なお、オンラインによる払渡請求をする場合には、電子署名を行わなければならない（供託規 39 条 1 項）、また、電子署名を行わなければならない（同条 3 項）。
- ② 供託者から、法務大臣の定めるところに従い、電磁的記録である供託書正本の提供の請求があったときに限り、電磁的記録である供託書正本を提供しなければならない（供託規 40 条 2 項）。当該請求がないときは、原則どおり、書面である供託書正本を交付しなければならない（供託規 20 条の 3 第 4 項後段）。
- 供託者は、供託書正本に係る電磁的記録の提供を求めた場合（供託規 40 条 2 項）には、供託官に対し、みなし供託書正本の交付を請求することができる（同規 42 条 1 項）。
- 〈供託者の供託書正本に関する選択〉
- (a) 電磁的記録である供託書正本のみの取得（供託規 40 条 2 項）
 - (b) 電磁的記録である供託書正本及びみなし供託書正本の取得（供託規 40 条 2 項、42 条）
 - (c) 書面である供託書正本の取得（供託規 20 条の 3 第 4 項）
- ③ 供託者が電磁的記録である供託書正本を取得しないまま 30 日を経過した場合には、当該供託書正本の提供を要しない（供託規 40 条 3 項）。

【平成 26 年の供託規則の一部改正】

- ① 供託金の払渡しを受けようとする場合の預貯金振込みの方法として、日本銀行が指定した銀行その他の金融機関における払渡請求者の代理人の預金又は貯金に振り込む方法が可能である（供託規 22 条 2 項 5 号）。ここでいう「代理人」は、委任による代理人に限定されていないことから、法定代理人等に対する預貯金振込みの方法による供託金の払渡しも認められる（平 26. 5. 9 民商 49 号）。
- ② 委任による代理人に対する預貯金振込みの方法による供託金の払渡しを行うためには、次の(a)及び(b)の場合でも、払渡請求者の意思確認のため、供託金払渡請求書に添付された代理人の権限を証する書面（委任状）に押印された払渡請求者の印鑑につき市区町村長の作成した証明書（印鑑証明書）の添付を要する（供託規 26 条 3 項 4 号・5 号）。なお、この場合の委任状には、供託金の受領に関する権限を委任する旨が記載されている必要がある（平 26. 5. 9 民商 49 号）。
- (a) 法令の規定に基づき印鑑を登記所に提出することができる者以外の者が供託金払渡請求書に官庁又は公署から交付を受けた供託の原因が消滅したことを証する書面を添付した場合
 - (b) 法令の規定に基づき印鑑を登記所に提出することができる者以外の者が供託金払渡請求書に官庁又は公署から交付を受けた証明書（供託規 30 条 1 項）を添付し、かつ、払渡しを請求する供託金の額が 10 万円未満である場合
- ③ 供託官は、代理人に対する預貯金振込みの方法により供託金を払い渡す場合は、振込みの手続きを行った旨の通知書（国庫金振込通知書）は代理人に対して送付される（供託規 28 条 2 項）。

(7) 不動産登記法(択一式問題)

① 出題実績

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	12	H18-20-ア		H19-18-ア	H14-16-オ (抵当権)	H14-19-イ
	13	H13-26-オ			H20-36	H12-25-5
	14					
	15	H21-17-イ	H15-15-ア H17-21-ウ	H18-15-エ	H20-23-オ	H16-27-イ
	16		H26-24-オ	S61-19-2		
	17		H20-17-エ	H23-26-オ	H12-27-ア	
	18					
	19		H24-36		H19-27-イ	H21-21-オ
	20		H9-19-カ	S63-26-5	H18-25-エ	H11-14-オ
	21	H18-17-イ	S57-15-4		H6-16-ウ	H23-18-オ
	22					
	23					不動産保存 H8-21-ウ 不動産工事 S57-14-2
	24		H2-20-3		H4-16-3	
	25		H20-27-ア	H21-18-オ		
	26	H12-24-3	H20-22-イ		H8-23-3	H24-26-ア
27			H4-30-5			

② 出題傾向

a 頻出論点の枠

不動産登記法の択一式問題では、司法書士試験で出題される科目のうち、最も「頻出論点の枠」が多い。

【不動産登記法の頻出論点】

相 続 登 記	H12-23, H13-12, H14-23, H15-18, H15-21, H15-25, H16-26, H17-12, H17-12, H19-13, H20-24, H22-25, H25-17, H26-20, H27-25, H27-26, H28-24
抵 当 権 の 登 記	H12-16, H12-18, H13-16, H13-19, H13-23, H14-11, H14-16, H15-12, H16-18, H16-19, H17-22, H17-26, H18-22, H18-23, H19-18, H20-20, H21-25, H23-18, H23-19, H25-14, H25-24, H25-25, H26-22, H27-23, H28-22
根 抵 当 権 の 登 記	H12-12, H12-13, H13-17, H13-27, H14-20, H15-26, H16-20, H17-19, H18-22, H19-19, H20-21, H21-26, H22-17, H23-20, H24-20, H24-21, H25-14, H25-25, H26-23, H27-23
用 益 権 の 登 記	H12-17, H13-25, H14-21, H15-23, H16-16, H17-23, H17-27, H18-16, H18-17, H18-27, H20-23, H22-16, H23-16, H23-17, H25-22, H27-22, H28-21
登 録 免 許 税	H12-11, H13-11, H14-18, H16-25, H17-18, H18-24, H19-17, H20-19, H21-24, H23-27, H24-27, H25-27, H28-27
登記上の利害関係 を有する第三者	H13-13, H14-22, H15-15, H16-27, H17-21, H18-15, H19-25, H21-17, H26-14, H28-15
仮 登 記	H13-21, H14-12, H15-17, H16-13, H17-21, H19-23, H20-25, H21-19, H22-12, H23-22, H24-22, H25-16, H25-26, H27-24
判決による登記	H12-26, H13-26, H15-13, H18-21, H19-15, H20-26, H22-24, H25-18, H26-16
区分建物の登記	H12-11, H13-24, H15-19, H18-25, H19-20, H22-20, H23-15, H24-19, H27-21, H28-20
信 託 の 登 記	H12-25, H14-25, H16-15, H21-20, H23-21, H26-26, H27-27
登記識別情報	H17-13 (通知), H18-18 (提供), H20-13 (通知), H23-12 (通知), H24-16 (提供), H26-12 (提供), H26-13 (失効の申出と有効証明), H27-12 (通知)

b 総論（各論的総論を除く。）からの出題

⇒ H28-14（不動産登記の申請の代理）、H28-25（電子情報処理組織を使用する方法によって行うことのできるもの）、H28-26（不動産登記における審査請求）

cf H27-12（登記識別情報の通知）、H27-13（事前通知及び前の住所地への通知）、H27-17（職権による登記の抹消及び更正）、H27-19（付記登記）

cf H26-12（登記識別情報の通知）、H26-13（登記識別情報の失効の申出と有効証明）、H26-15（登記原因証明情報）、H26-25（登記事項の証明等）

c 出題形式の充実

⇒ H28-13（表形式）、H28-15、H28-20（以上、登記記録問題）、H28-21（メモによる登記記録問題）、H28-22（表形式問題）

cf H27-14、H27-15、H26-14（以上、表形式問題）、H26-19、H26-22、H26-23、H25-16、H25-20、H25-21（以上、登記記録問題）、H25-23（表形式問題）、H25-24（登記記録問題）、H25-27、H24-13（以上、表形式問題）、H24-18、H24-20（以上、登記記録問題）、H24-21（表形式問題）、H24-23（登記記録問題）

* 登記記録問題には、ある登記記録の記録を前提とするもののほか、完了後の登記記録の記録を問うものもある（H24-18）。

③ 対 策

a 過去問の徹底的な演習と分析

b 過去問数が少ない総論の分野(平成 16 年の改正事項)の対策

c 不動産登記関係法令等の理解と暗記

不動産登記関係法令等とは、不動産登記法、不動産登記令、不動産登記規則、不動産登記事務取扱手続準則、不動産登記法の施行に伴う登記事務の取扱いについて(通達)(平 17. 2. 25 民二 457 号)及び不動産登記記録例について(通達)(平 21. 2. 20 民二 500 号)をいう。

④ 特別検討事項

a H28-15-㊦

登記記録に次のような記録（抜粋）のある土地についてされる登記の申請に関する…（以下省略）
乙区4番の根抵当権の極度額を増額する旨の変更の登記を申請する場合、J（注：乙区6番の根抵当権の登記名義人）は、登記上の利害関係を有する第三者に該当する。

[正解] 正しい（民398の5） なお、本来、Jは、実体上の利害関係を有する者であって、登記上の利害関係を有する第三者ではない。

b H28-16-I

Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、Aが甲土地を自己信託の対象としたことによる権利の変更の登記は、登記原因証明情報としてAに対する確定日付のある証書による当該信託がされた旨及びその内容の通知がされたことを証する書面を提供して申請することができる。

[正解] 誤り（令別表65添付情報欄イ） 「A」に対する通知ではなく、受益者となるべき者として指定された「第三者」に対する通知がされたことを証する書面を提供する（信託法4条3項2号参照）。

c H28-16-㊦

Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、婚姻によりAの氏名が変更したことによる氏名の変更の登記は、登記原因証明情報として住民基本台帳法に規定する住民票コードを提供して申請することができる。

[正解] 正しい 登記名義人の「氏名」の変更又は更正の登記の申請につき、住民票で変更又は更正の事項が明らかである場合には、その謄本又は抄本を添付すれば足り、更に戸籍の謄抄本の添付を要しない（昭40.9.24民事甲2824号、登記研究490号P146〔婚姻の場合〕）。そして、その申請情報と併せて住民票コード（住民基本台帳法7条13号）を提供したときは、その申請情報と併せて住所について変更又は錯誤もしくは遺漏があったことを証する情報を提供することを要しない（令9条、規則36条4項）。

d H28-17-ウ

甲土地の所有権の登記名義人が地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体である場合には、当該認可をした市の長が発行した当該団体の代表者の印鑑に関する証明書は、甲土地について当該団体を登記義務者とする所有権の移転の登記の申請の添付情報とすることができる。

[正解] 正しい (平 4. 5. 20 民三 2430 号)

【権利能力なき社団関係の出題実績】

H23-26-オ	地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体が登記義務者である場合に、当該団体の代表者の印鑑証明書として添付する市区町村長が作成した印鑑証明書は、作成後 3 か月以内のものであることを要しない。	
H24-12	いわゆる権利能力なき社団名義による不動産登記の可否について、学生 A 及び学生 B が以下の見解を有している。 学生 A の見解 権利能力なき社団名義による登記を認める見解 学生 B の見解 権利能力なき社団名義による登記を認めず、権利能力なき社団の代表者の肩書のない個人名義による登記のみを認める見解 次のアからオまでの記述は、学生 A 又は学生 B の一方が他方の見解について述べたものであるが、各記述のうち、「私の見解」が学生 B の見解を指すものとして最も適切なものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。 (以下省略)	
H26-20-ウ	権利能力のない社団の構成員全員に総会的に帰属する甲土地について、当該社団の代表者である A が個人名義でその所有権の登記名義人となっていた場合において、A が死亡した後に当該社団の新たな代表者として B が就任し、B を登記権利者とする委任の終了による所有権の移転の登記を申請するときは、その前提として A の相続人への所有権の移転の登記を申請しなければならない。	
H27-15-ア	登記原因に関する次のアからオまでの記述のうち、第 1 欄に掲げる事由が生じた場合に、第 2 欄に掲げる登記原因及びその日付で登記の申請をすることができないものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。 なお、登記原因につき第三者の許可、同意又は承諾を要する場合には、平成 27 年 7 月 1 日に、それぞれ第三者の許可、同意又は承諾を得ているものとする。	
	第 1 欄	第 2 欄
ア	権利能力のない社団の構成員全員に総会的に帰属する甲建物について、当該社団の代表者である A が個人名義で当該建物の所有権の登記名義人となっていたが、平成 27 年 7 月 1 日、A に加えて、新たに B 及び C が当該社団の代表者に就任した。	平成 27 年 7 月 1 日委任の終了

関連判例等

- ① 認可地縁団体の代表者が所有権の登記名義人となっている不動産について、当該代表者が死亡したため、当該認可地縁団体が原告となり、当該代表者の相続人のうち一部の相続人を被告として、当該不動産について、「委任の終了」を登記原因とする所有権の移転の登記を求める訴訟が提起され、これを認容する判決が確定した場合には、当該認可地縁団体は、申請情報と併せて当該訴訟の判決書の正本を提供して、「委任の終了」を登記原因として、当該認可地縁団体を登記権利者とする所有権の移転の登記を申請することができる（平 22. 12. 1 民二 3015 号）。
- ② 権利能力のない社団の構成員全員に総的に帰属する不動産については、当該社団の代表者が自己の個人名義に所有権の移転の登記手続をすることを求める訴訟を提起することが認められているが（最判昭 47. 6. 2）、権利能力のない社団も、構成員全員に総的に帰属する不動産について、その所有権の登記名義人に対し、当該社団の代表者の個人名義に所有権の移転の登記手続をすることを求める訴訟の原告適格を有する（最判平 26. 2. 27）。そして、その訴訟の判決の効力は、構成員全員に及ぶものと解されるから、当該判決の確定後、上記代表者が、執行文の付与を受けないで、当該判決により自己の個人名義への所有権の移転の登記の申請をすることができる（前掲最判平 26. 2. 27）。
- * この判例は、「上告人（共有持分の登記名義人のうちの 1 人の権利義務を相続により承継した者）は、被上告人（権利能力なき社団）代表者 A に対し、上記土地について、委任の終了を原因とする持分移転登記手続をせよ。」とした原判決の主文について、「被上告人代表者 A」への持分移転登記手続が命じられているが、権利能力のない社団の代表者である旨の肩書を付した代表者個人名義の登記をすることは許されないから（前掲最判昭 47. 6. 2）、上記の主文は、A の個人名義に持分移転登記手続をすることを命ずる趣旨のものと解すべきであるとしている。

e H28-18

不動産の登記の申請人又はその代理人が会社法人等番号を有する法人である場合の登記手続に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

- ア 申請人である当該法人が作成後 1 か月以内の代表者の資格を証する登記事項証明書を提供して不動産の登記の申請をする場合には、当該法人の会社法人等番号の提供を要しない。
- イ 申請人である当該法人が当該法人の登記を受けた登記所と同一の登記所に不動産の登記の申請をする場合には、当該法人の会社法人等番号の提供を要しない。
- ウ 支配人が申請人である当該法人を代理して不動産の登記の申請をする場合には、当該法人の会社法人等番号の提供を要しない。
- エ 申請人である当該法人が登記名義人となる所有権の保存の登記の申請をする場合において、申請情報と併せて当該法人の会社法人等番号を提供したときは、当該法人の住所を証する情報の提供を要しない。
- オ 司法書士法人が申請人を代理して不動産の登記の申請をする場合において、当該司法書士法人の代表者の資格を証する情報を提供したときは、当該司法書士法人の会社法人等番号の提供を要しない。

- 1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

[正解] 3

f H28-24-7

甲土地の所有権の登記名義人であるAに配偶者B及び子Cがいる場合において、Aが死亡して相続が開始したときの遺産分割協議又は遺言による登記に関する…（以下省略）

BとCが遺産分割協議を行い、Bが甲土地を取得する旨の遺産分割協議書を作成した場合において、この協議に基づく登記を申請する前にBが死亡し、Bの相続人がCのみであるときは、甲土地についてAからBへの所有権の移転の登記を経ることなく、AからCへの所有権の移転の登記を申請することはできない。

〔正解〕 誤り 本設問における甲土地の所有権は、Aの死亡によりBが取得した後に、Bの死亡によりCが取得するため、「中間の相続が単独相続である場合」に該当し（昭30.12.16民事甲2670号）、「年月日B相続、年月日相続」を原因とするAからCへの所有権の移転の登記を申請することになる。

cf H28-12-4

甲土地の所有権の登記名義人Aの相続人が配偶者B並びに子C及びDの3名であり、遺産分割協議をしない間にBが死亡した場合において、Bの相続人がC及びDの2名であり、CD間で甲土地はCが単独で取得する旨のAを被相続人とする遺産分割協議が成立したときは、Cは、単独でAからCへの相続を登記原因とする甲土地の所有権の移転の登記を申請することができる。

〔正解〕 正しい（昭29.5.22民事甲1037号、昭30.12.16民事甲2670号）

【遺産分割の協議後に他の相続人が死亡して当該協議の証明者が一人となった場合の相続による所有権の移転の登記の可否について（平28.3.2民二154号）】

所有権の登記名義人Aが死亡し、Aの法定相続人がB及びCのみである場合において、Aの遺産の分割の協議がされないままBが死亡し、Bの法定相続人がCのみであるときは、CはAの遺産の分割をする余地はないことから、CがA及びBの死後にAの遺産である不動産の共有持分を直接全て相続し、取得したことを内容とするCが作成した書面は、登記原因証明情報としての適格性を欠く。

これに対して、所有権の登記名義人Aが死亡し、Aの法定相続人がB及びCのみである場合において、BとCの間でCが単独でAの遺産を取得する旨のAの遺産の分割の協議が行われた後にBが死亡したときは、遺産の分割の協議は要式行為ではないことから、Bの生前にBとCの間で遺産分割協議書が作成されていなくとも当該協議は有効であり、また、Cは当該協議の内容を証明することができる唯一の相続人であるから、当該協議の内容を明記してCがBの死後に作成した遺産分割協議証明書は、登記原因証明情報としての適格性を有し、これがCの印鑑証明書とともに提供されたときは、相続による所有権の移転の登記の申請に係る登記をすることができる。

g H28-27-7

次の対話は、登録免許税に関する司法書士と補助者との対話である。

なお、租税特別措置法等の特例法による税の減免規定の適用はないものとし、また、複数の申請方法や複数の登録免許税の計算方法が考えられる場合は、登録免許税の額が最も低額となるよう申請するものとする。

司法書士： A及びBが所有権の登記名義人である地積 1000 平方メートルの甲土地があり、甲土地の登記記録上、A及びBの持分がそれぞれ2分の1ずつ登記されているものとします。

この甲土地から、地積 300 平方メートルの乙土地を分筆する分筆の登記をした直後、Aのみが乙土地の所有権の登記名義人に、Bのみが分筆後の甲土地（以下「丙土地」という。）の所有権の登記名義人になるよう、両土地について、共有物分割を登記原因として、持分の移転の登記を同時に申請することにしました。

分筆前の甲土地の不動産の価額が 1000 万円、乙土地の不動産の価額が 300 万円、丙土地の不動産の価額が 700 万円であるとき、乙土地について当該持分の移転の登記をする場合の登録免許税は、いくらですか。

補助者： 3万円です。

[正解] 誤り 乙土地の所有権の登記名義人となるAは、もともと価額 500 万円の持分を有していたところ、共有物分割により乙土地の所有権を取得しても、その有する価額は 300 万円である。したがって、乙土地について申請する共有物分割を原因とするB持分の全部移転の登記の登録免許税率は、 $1,000$ 分の 4 である。以上により、登録免許税の額は、 300 万円（乙土地の不動産の価額） $\times 1/2$ （移転する持分） $\times 4/1,000$ （税率） $=6,000$ 円である。

h H28-27-1

司法書士： では、丙土地について当該持分の移転の登記をする場合の登録免許税は、いくらですか。

補助者： 7万円です。

[正解] 誤り 丙土地の所有権の登記名義人となるBは、もともと価額 500 万円の持分を有していたところ、共有物分割により丙土地の所有権を取得すると、その有する価額は 700 万円となる。したがって、丙土地について申請する共有物分割を原因とするA持分の全部移転の登記の登録免許税率は、移転する持分の価額 350 万円のうち従前の持分の価額 500 万に対応する 150 万円については、 $1,000$ 分の 4 であるが、従前の持分の価額 500 万円を超えることになる 200 万円については、 $1,000$ 分の 20 である。以上により、登録免許税の額は、 $\{150$ 万円（移転する丙土地の持分の価額の一部） $\times 4/1,000$ （税率） $+200$ 万円（移転する丙土地の持分の価額の一部） $\times 20/1,000$ （税率） $\} = 4$ 万 6,000 円である。

【共有物の分割による移転登記等の場合の課税標準】

(共有物の分割による移転登記等の場合の課税標準)

第9条 共有物である土地の所有権の移転の登記において法第17条第1項又は別表第1第1号(二)ロ若しくは(十二)ロ(2)の規定の適用がある場合におけるその共有物について有していた所有権の持分に応じた価額に対応する部分は、当該共有物の分割による所有権の持分の移転の登記に係る土地(以下この項において「対象土地」という。)につき当該登記(以下この項において「対象登記」という。)の直前に分筆による登記事項の変更の登記(以下この項において「分筆登記」という。)がされている場合であつて当該対象登記が当該分筆登記に係る他の土地の全部又は一部の所有権の持分の移転の登記(当該共有物の分割によるものに限る。以下この項において「他の持分移転登記」という。)と同時に申請されたときの当該対象土地の所有権の持分の移転に係る土地の価額のうち当該他の持分移転登記において減少する当該他の土地の所有権の持分の価額に応じた当該対象土地の持分の価額に対応する部分とする。

2 前項の規定は、共有物である建物の所有権又は共有に係る地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の分割の登記を行う場合について準用する。

①共有物分割を原因とする持分の移転の登記の申請前に分筆の登記がされていること、②共有物分割を原因とする持分の移転の登記の申請が、分筆の登記によって生じた他の土地についての共有物分割による持分の移転の登記と同時にされる場合であること、という2つの要件を充足するときは、分筆の登記前に有していた持分に応じた土地の価額に対応する部分に限って、登録免許税率は、1,000分の4となる。

[事例]

A及びBが所有権の登記名義人である地積1000平方メートルの甲土地があり、甲土地の登記記録上、A及びBの持分がそれぞれ2分の1ずつ登記されているものとする。

この甲土地から、地積500平方メートルの乙土地を分筆する分筆の登記をした直後、Aのみが乙土地の所有権の登記名義人に、Bのみが分筆後の甲土地(以下「丙土地」という。)の所有権の登記名義人になるよう、両土地について、共有物分割を登記原因として、持分の移転の登記を同時に申請することにした。

分筆前の甲土地の不動産の価額が1000万円、乙土地の不動産の価額が500万円、丙土地の不動産の価額が500万円であるとき、乙土地について当該持分の移転の登記をする場合の登録免許税は、いくらか。

乙土地の所有権の登記名義人となるAは、もともと価額500万円の持分を有していたところ、共有物分割により乙土地の所有権を取得しても、その有する価額は500万円である。したがって、乙土地について申請する共有物分割を原因とするB持分の全部移転の登記の登録免許税率は、1,000分の4である。

以上により、登録免許税の額は、500万円(乙土地の不動産の価額)×1/2(移転する持分)×4/1,000(税率)＝1万円である。

なお、以上は、丙土地について申請する共有物分割を原因とするB持分の全部移転の登記の登録免許税の額も同様である。

(8) 商業登記法(択一式問題)

① 出題実績

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	28	S57-37-2	H23-28-エ	S62-39-4	H10-28-3	H23-28-ウ
	29			H13-31-イ		
	30		H18-31-オ		H18-37	
	31	H6-29-エ				H22-29-オ
	32					
	33		H19-am33-イ	H24-31-ウ	H18-29-ウ	
	34					
	35					H23-34-オ

② 出題傾向

a 頻出論点の定着

会社法に基づく商業登記法の出題は、H18 からであるが、H28 までの 11 年間の出題実績を見ると、大きな括りではあるが、頻出論点の定着がみられる。

〔商業登記法の頻出論点〕

総 論	H18-32, H18-29, H21-32, H21-33, H21-34, H23-35, H24-33, H25-28, H26-28, H27-35, H28-28
設 立	H18-30, H19-29, H20-34, H21-28, H23-29, H24-28, H25-29, H26-29, H27-28, H28-29
株 式	H18-33, H19-30, H19-31, H20-35, H21-29, H22-28, H22-29, H23-30, H23-31, H25-30, H25-31, H26-31, H26-33, H27-30, H28-31
機関・役員等	H18-31, H19-32, H19-33, H21-30, H24-30, H25-32, H25-33, H26-32, H26-34, H27-29, H28-30
持 分 会 社	H18-35, H19-35, H20-30, H22-34, H23-33, H24-34, H25-34, H27-32, H28-34
組織再編行為	H18-32, H19-34, H20-32, H21-31, H21-35, H24-32, H26-35

b 一般社団法人・一般財団法人に関する登記の不出題

⇒ H26・H27 と異なり,, 出題された。

cf H25-35 (一般社団法人の登記), H24-35 (一般財団法人の登記), H23-34 (一般社団法人の主たる事務所の所在地における登記), H22-35 (一般社団法人又は一般財団法人の登記)

c 株式会社に関する問題の出題数

	株式会社 (特例有限会社を除く)	株式会社以外 (特例有限会社を含む)
H18	4	4
H19	6	2
H20	5	3
H21	4	4
H22	5 ※1	3
H23	3	5 ※2
H24	6 ※3	2
H25	5	3
H26	7	1
H27	4	4
H28	5	3

※1 登記の更正に関する第31問は、すべての設問が株式会社に関するものであるため、株式会社に関する問題に分類している。

※2 登録免許税に関する第35問は、設問が合同会社に関するものであるため、株式会社以外に関する問題に分類している。

※3 登記の更正に関する第33問は、すべての設問が株式会社に関するものであるため、株式会社に関する問題に分類している。

③ 対 策

- a 株式会社及び持分会社に関する登記の理解と暗記
- b 一般社団法人・財団法人に関する登記の対策
- c 商業登記総論，個人商人に関する登記及び外国会社に関する登記の対策
- d 商業登記規則の改正
 - ⇒ H28-30-ア（本人確認証明書を添付する場合における就任承諾書への住所の記載），H28-30-ウ（婚姻前の氏を証する書面の添付），H28-37（本人確認証明書の添付）
 - cf H27-29-ア（登記所に印鑑を提出している代表取締役の辞任届），H27-37（本人確認証明書の添付）

④ 特別検討事項

a H28-30-ア

取締役会設置会社において，新たにAが取締役に就任したことによる取締役の変更の登記の申請書にAの住民票の写しを添付した場合には，Aが就任を承諾したことを証する書面にその住所を記載することを要しない。

[正解] 誤り（商登規 61 条 5 項）

【本人確認証明書等を添付する場合における就任承諾書等への住所の記載】

		就任承諾書への住所の記載	株主総会の議事録への住所の記載
添付する書面	印 鑑 証 明 書	不要（商登規 61 V 但）	不要
	本人確認証明書	必要（商登規 61 V 本）	必要（平 27. 2. 20 民商 18 号）

b H28-30-ウ

取締役会設置会社において，新たにAが取締役に就任したことによる取締役の変更の登記の申請書にAの住民票の写しを添付した場合には，Aが就任を承諾したことを証する書面にその住所を記載することを要しない。

[正解] 誤り（商登規 81 条の 2 第 2 項，平 27. 2. 20 民商 18 号）

(9) 不動産登記法(記述式問題)

① 出題傾向

a 申請回数

3回

cf 複数回申請問題の出題⇒H27, H23, H22(以上, 3回申請), H19(3回申請)

b 実質的混合型

⇒ H24以降

cf H23は, 実質的には文章型であり, H22は, 実質的には別紙型である。

c 特殊な問い

H28	登記の申請に先立って終えるよう助言した手続の内容及びその理由を記述させる問題
H27	根抵当権の被担保債権として登記できない債権を特定させた上で、その理由を記述させる問題
H26	質問内容と登記原因証明情報から借地借家法 23 条 2 項の事業用借地権の設定の可否を判断し、登記記録の「権利者その他の事項」欄に記録される事項を記述させる問題
H25	登記原因証明情報の「登記の原因となる事実又は法律行為」欄に記載すべき事実や法律行為を記述させる問題
H24	相続させる遺言に対して遺留分減殺請求がされた場合における遺産分割協議の可否 休眠担保権を抹消するために必要な手続等に関する文章の空欄を埋める問題
H23	ある期限までに一定の登記の申請をしなければ、ある不動産を別に不動産に設定された根抵当権の共同担保の目的とすることができない旨の司法書士のアドバイスの内容及び理由を記述させる問題
H22	補助人に代理権を付与する旨の審判がされた場合に被補助人がした不動産の処分の有効性を記述させる問題
H21	所有権の移転の登記を仮登記に基づく本登記とする更正の登記を申請することの可否とその理由を記述させる問題
H20	—
H19	仮定問題（登記を申請する前に別の事実関係が発生した場合）
H18	仮定問題（登記申請手続について代理することの依頼を別の日に受けた場合）
H17	仮定問題（ある手続を行わないで事実関係が発生した場合） 処分禁止の仮処分の登記が所有権の一部についてされている理由を記述させる問題
H16	ある契約に基づく権利変動について登記を申請するための前提となる登記申請の内容及び理由を記述させる問題
H15	ある登記の申請をする場合に、だれから申請の委任を受けることになるのか及びそのように考えるに当たって検討した問題点を記述させる問題
H14	ある登記をするために提起すべき訴訟における判決の主文の内容及びその主文の内容とした理由を記述させる問題 ある登記について登記上利害関係を有する者及びその理由を記述させる問題
H13	根抵当権一部移転登記の申請が可能であると判断した理由を記述させる問題 添付書面を添付する理由を記述させる問題
H12	添付書面を添付する理由を記述させる問題 申請することができない登記及びその理由を記述させる問題
H11	登記を申請することができないもの及びその理由を記述させる問題
H10	登記を申請することができない事実関係及びその理由を記述させる問題

d 既出論点の再出題

H28	財産分与による所有権（持分）の移転の登記	S63
	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H26, H25, H24, H21, H20
	登記の抹消に際しての債務者の変更の登記の省略	H25, H21, H11, H2
	抵当権の登記の抹消の前提としての合併を原因とする抵当権の移転の登記	H20, H2, S61
	一部譲渡による根抵当権の移転の登記	H3, S61
	債務者及び被担保債権の範囲の変更による根抵当権の変更の登記	H3 等
	共同根抵当権の追加設定の登記	H5 等
	会社と取締役との利益相反取引	H27, H26, H23, H21 等
H27	根抵当権の債務者に相続が開始した後 6 か月以内に指定債務者の合意の登記がされないことによる当該根抵当権の元本の確定	H12, H10
	一部弁済による元本の確定後の根抵当権の一部移転の登記	H13
	極度額の増額による根抵当権の変更の登記	H5
	全部譲渡による根抵当権の移転の登記	H5
	被担保債権の範囲の変更による根抵当権の変更の登記	H5
	会社と取締役との利益相反取引	H26, H23, H21 等
H26	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H25, H24, H21, H20
	売買による所有権の移転の登記の前提とする担保権の登記の抹消	H25
	会社と取締役との利益相反取引	H23, H21 等
H25	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H24, H21, H20
	遺贈の登記と相続登記の順序	H1
	登記名義人の住所等の変更の登記の省略	H21
	清算型遺贈があった場合の登記手続	H15
	登記の抹消に際しての債務者の変更の登記の省略	H21, H11, H2
H24	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H21, H20
	農地の所有権の一部移転の登記（遺留分減殺）	H7
	持分の移転の登記（共有物分割）	H11
H23	所有権の移転の登記（会社分割）	H16
	根抵当権の債務者の変更の登記（相続）	H18, S58
	指定債務者の合意の登記	H18, S58
	会社と取締役との利益相反取引	H21 等
H22	登記名義人の氏名の変更の登記（相続人不存在）	H2
	及ぼす変更の登記	S60

e 異なる出題形式の問題

問題を解くのに必要な情報の配置が異なるにすぎない。

② 対 策

a 時間配分, 解答順序

b 択一式問題で出題される民法及び不動産登記法の知識の充実
記述式問題の過去問の検討は欠かせない。

c 申請情報例の正確な暗記

d 合理的な解法

③ 特別検討事項

申請すべき登記は、次のとおりである（答案用紙への記載が必要な登記に限る。）。

申請時	不動産	登記の目的	登記原因及びその日付	申請人
第 1	甲土地	1 番所有権登記名 義人住所変更	H27. 9. 1 住所移転	申（被代位者） 甲野一郎 代位者 甲野花子 代位原因 H28. 4. 8 財産分与の所有権移 転登記請求権
		甲野一郎持分全部 移転	H28. 4. 8 財産分与	権(申) 1 / 2 甲野花子 義 甲野一郎
第 2	甲土地	1 番, 2 番所有権登 記名義人住所変更	H28. 5. 3 住所移転	申 甲野花子
		3 番抵当権移転	H18. 7. 1 合併	抵(被合併会社 (株)E 銀行) (株)H 銀行(0104-01-654321)
		3 番抵当権, 4 番根 抵当権抹消	H28. 5. 25 解除	権 甲野花子 義 (株)H 銀行(0104-01-654321)
第 3	甲土地	2 番根抵当権一部 移転	H28. 6. 24 一部譲渡	権 Q 食品(有)(0110-02-876543) 義 (株)P 商事(0104-01-345678)
	乙建物	共同根抵当権設定 (追加)	H28. 6. 24 設定	根 (株)P 商事(0110-02-876543) 設 (株)A レストラン(0200-01-987654)

(10) 商業登記法(記述式問題)

① 出題傾向

a 申請回数

2回

cf 2回申請問題の出題⇒H27, H26, H24, H23, H21, H20

b 登記不可事項の出題

問 意	登記不可事項	出題実績
無	無	H21
有	有	H18～H25 (H21を除く。), H28
有	無	—
無	有	H26, H27 ※

※ H26においては就任の承諾をしていない取締役の就任による変更の登記, H27においては権利義務取締役が辞任したことによる退任の登記(募集株式の発行については, 後記する。)が, 登記不可事項である。

c 未出論点の出題

会社法や商業登記法の択一式問題でも出題されることがない論点が出題される。

d 既出論点の出題

H28	新株予約権の行使	H21, H18
	監査役設置会社の定めの廃止	H26, H19
	代表取締役の予選	H20(登記不可事項)
H27	取締役会設置会社の定めの設定	H24, H25
	監査役設置会社の定めの設定	
	定款の任期に関する定めの短縮	H25, H21
	募集株式の発行	H25, H20
H26	本店移転	H23
	株式の譲渡制限に関する規定の設定	H23
	監査役設置会社の定めの廃止	H19
H25	定款の任期に関する定めの短縮	H21
	資本金の額の減少	H23
	募集株式の発行	H20
H23	監査役会設置会社(廃止)	H21(設定), H20(設定:申請代理不可事項)
	事業年度の変更	H20
	会計監査人の自動再任	H20

e 特殊型問題の出題

H28	監査等委員会設置会社の定めの設定
	吸収分割
H27	株式交換
H26	株式会社の組織変更(組織変更後会社:合同会社)
H25	100%減資
H24	特例有限会社の商号の変更による通常の株式会社への移行
	吸収合併
H23	異なる管轄の区域内への本店の移転
H22	新設分割

② 対 策

- a 時間配分, 解答順序
- b 択一式問題で問われる会社法及び商業登記法の知識の充実
 主要な未出の論点を網羅的に押さえておく。
- c 申請書例の正確な暗記
- d 合理的な解法
- e 平成 26 年会社法改正及び平成 27 年商業登記規則改正への対応

③ 特別検討事項

申請すべき登記は、次のとおりである（答案用紙への記載が必要な登記に限る。）。

申請時	登記の事由
第 1	取締役, 監査等委員である取締役, 代表取締役, 監査役及び会計監査人の変更 重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定め設定 監査役設置会社の定めの廃止 監査役会設置会社の定めの廃止 監査等委員会設置会社の定めの設定 新株予約権の行使 新株予約権の行使期間満了
第 2	吸収分割による変更 取締役及び監査役の変更 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定め廃止

以 上

2016 年合格目標 択一式対策講座【理論編】 ズバリの中表

1 総合

	的中設問数	的中率（正解できる問題数）
午前の部	166／175	94.8%（34問） ※1
午後の部	161／175	92.0%（33問） ※2
合 計	327／350	93.4%（67問）

※1 正解できなかった問題は、単純正誤問題である第4問である。

※2 正解できなかった問題は、組合せ問題である第6問及び個数問題である第26問である。

(前注) 問題番号がゴシック体のものは、択一式対策講座【理論編】のテキストの記述に基づいて正解できる問題である。

設問の[]は、択一式対策講座【理論編】のテキストの記述に基づいて正解できない設問である。

2 午前の部

		設 問 ※					
		ア	イ	ウ	エ	オ	
第1問	憲 法	憲・刑 p92	憲・刑 p96	憲・刑 p95	憲・刑 p94	憲・刑 p93	
第2問		憲・刑 p9					
第3問		憲・刑 p220	憲・刑 p200・201	憲・刑 p225		憲・刑 p232	
第4問	民 法	民 I p12	民 I p11	民 I p12			
第5問		民 I p51	民 I p53	民 I p56	民 I p57	民 I p57	
第6問		民 I p94	民 I p93	民 I p81	民 I p85		
第7問		民 I p114	民 I p120	民 I p115	民 I p114		
第8問		民 I p154	民 I p154	民 I p154	民 I p154	民 I p156	
第9問		民 I p139	民 I p139	民 I p139	民 I p157	民 I p138	
第10問		民 I p185	民 I p186	民 I p183	民 I p185	民 I p185	
第11問		民 I p215	民 I p213	民 I p215	民 I p211・212	民 I p216	
第12問		民 I p238・239	民 I p237	民 I p244	民 I p230	民 I p243	
第13問		民 I p259	民 I p263	民 I p262	民 I p261	民 I p265	
第14問		民 I p272・273	民 I p277	民 I p275		民 II p98	
第15問			民 I p307	民 I p299	民 II p175	民 I p296	
第16問		民 II p16	民 II p16	民 II p16	民 II p16	民 II p14	
第17問		民 II p42, p53	民 II p42, p54	民 II p42, p54	民 II p43, p54	民 II p45, p57	
第18問		民 II p168	民 II p168	民 II p168	民 II p168	民 II p166	
第19問		民 II p104	民 II p229	民 II p227	民 II p231	民 II p226	
第20問		民 II p272	民 II p270	民 II p270	民 II p270	民 II p187	
第21問		民 II p304	民 II p309	民 II p316	民 II p317・318	民 II p318	
第22問		民 I p112	民 I p111	民 I p111	民 I p113	民 I p110	
第23問		民 II p406	民 II p407	民 II p402	民 II p409	民 II p409	
第24問		刑 法	憲・刑 p311	憲・刑 p311	憲・刑 p398	憲・刑 p475	憲・刑 p311
第25問			憲・刑 p537	憲・刑 p522	憲・刑 p516	憲・刑 p520	憲・刑 p521
第26問			憲・刑 p607	憲・刑 p605	憲・刑 p606	憲・刑 p609	憲・刑 p607
第27問	会社法 商 法	会・商 p20・21	会・商 p38	会・商 p367	会・商 p54・55, p160	会・商 p367	
第28問		会・商 p99	会・商 p163	会・商 p163		会・商 p102~104	
第29問		会・商 p140	会・商 p103	会・商 p224	会・商 p136	会・商 p139	
第30問		会・商 p245	会・商 p248	会・商 p247	会・商 p249	会・商 p250	
第31問		会・商 p303~305, p313	会・商 p303	会・商 p264~269	会・商 p299, p309	会・商 p255, p261	
第32問			会・商 p419	会・商 p413	会・商 p410	会・商 p416・417	
第33問		会・商 p503	会・商 p555	会・商 p503・504	会・商 p505, p561	会・商 p501・502	
第34問		会・商 p599	会・商 p599	会・商 p331	会・商 p603	会・商 p600	
第35問		民 I p40	会・商 p649	会・商 p650	会・商 p650	会・商 p650	

※ 第4問, 第10問, 第20問, 第22問及び第32問は、ア～オではなく、1～5である。

3 午後の部

		設 問 ※				
		ア	イ	ウ	エ	オ
第1問	民訴法		民訴等 p63	民訴等 p65	民訴等 p66	民訴等 p61
第2問		民訴等 p105		民訴等 p22		民訴等 p99・100
第3問		民訴等 p161・162	民訴等 p133	民訴等 p166	民訴等 p135	民訴等 p158・159
第4問		民訴等 p150	民訴等 p152	民訴等 p151	民訴等 p151	民訴等 p153・154
第5問		民訴等 p227	民訴等 p231	民訴等 p228	民訴等 p226	民訴等 p119
第6問	民保法	民訴等 p448		民訴等 p478	民訴等 p450	
第7問	民執法	民訴等 p379	民訴等 p380	民訴等 p386	民訴等 p384	民訴等 p390
第8問	司書法	供・書 p246	供・書 p220	供・書 p221	供・書 p240	供・書 p216
第9問	供託法	供・書 p11	供・書 p9	供・書 p10	供・書 p9	供・書 p12
第10問		供・書 p157	供・書 p157・158	供・書 p159	供・書 p159	供・書 p160・161
第11問		供・書 p43	供・書 p57	供・書 p58	供・書 p54	供・書 p46
第12問	不登法	不登 I p209	不登 I p194	不登 I p356	不登 I p394	不登 II p68
第13問		不登 II p177	不登 II p189	不登 I p297	不登 II p64	不登 II p116
第14問		不登 I p102	不登 I p144			不登 I p150～154
第15問		不登 I p267	不登 II p145	不登 I p392	不登 I p307・308	不登 II p27
第16問		不登 II p55	不登 II p207	不登 II p180	不登 II p95	
第17問			不登 I p118	不登 I p240	不登 I p378	
第18問		不登補足 p3		不登補足 p6	不登補足 p6	不登補足 p6
第19問		不登 I p229	不登 I p229	不登 I p248	不登 I p232	不登 I p230
第20問		不登 II p231	不登 II p231	不登 II p231・232	不登 II p233	不登 II p231
第21問		不登 I p282	不登 I p284	不登 I p312, p314	不登 I p282, p286	不登 I p324
第22問		不登 I p328	不登 I p327・328	不登 I p326, p328	不登 I p328～330	不登 I p332
第23問		不登 I p40	不登 II p79・80	不登 II p81	不登 II p81	不登 II p78
第24問		不登 I p193	不登 I p190	不登 I p191	不登 I p197	
第25問		不登 I p71	不登 I p65	不登 I p155	不登 I p146	不登 I p31
第26問		不登 I p160	不登 I p161		不登 I p159	不登 I p160
第27問	不登 I p228	不登 I p228	不登 II p170	不登 II p19, p22, p25	不登 II p19, p22, p25	
第28問	商登法	商登 p576	商登 p571	商登 p577	商登 p536	商登 p576
第29問		商登 p81・82		商登 p80	商登 p80	商登 p84
第30問		商登 p261	商登 p281	商登 p262	商登 p259	商登 p265
第31問		商登 p164・165	商登 p166	商登 p168	商登 p159, p164・165	商登 p169
第32問		商登 p125, p127	商登 p121, p123	商登 p128	商登 p124	商登 p126・127
第33問		商登 p358	商登 p365	商登 p366	商登 p357	商登 p354
第34問		商登 p420	商登 p409	商登 p377, p404・405	商登 p403・404	商登 p382
第35問		商登 p590	商登 p593	商登 p619	商登 p656・657	商登 p620

※ 第1問は、ア～オではなく、1～5である。